

## 【重要】かほく市における特別徴収税額通知の電子化について

令和6年度特別徴収税額通知の電子データ対応が下記のとおり変更となります。

給与支払報告書の提出手段と総括表への記載内容により5月の特別徴収税額通知に関する郵送物が変わりますので、必ず同封の「個人住民税の特別徴収税額通知の受取方法が変わります」のリーフレットと本案内をご確認いただき、給与支払報告書のご提出をお願いします。

### 1 事業所用通知について

#### 副本の税額通知データ送付の廃止

令和5年度までの税額通知では、副本として電子データ提供を行ってきましたが、法改正により、令和6年度通知からは副本の電子データ送付が廃止となります。

#### 光ディスクでの税額通知データ(副本)送付の廃止

令和5年度通知まで、紙の通知書と事務処理用に電子データを送付していましたが、法改正により、光ディスクによる税額通知データ送付が廃止となります。

ご希望されても提供は致しかねます。税額通知用の空媒体をいただいた場合、そのまま返却することとなりますので、給与支払報告書提出時には税額通知用のディスクを同封しないようにご留意ください。

→今回、光ディスクで給与支払報告書提出を提出されると特別徴収税額通知は書面通知のみとなります。

### 2 納税義務者用通知について

#### 電子化対応が開始します

令和5年度まで書面のみでの通知でしたが、令和6年度通知からは、電子データによる通知を開始します。従業員への配布方法を必ず同封のリーフレットでご確認ください。

→今回、光ディスクで給与支払報告書を提出されると、税額通知の受取方法は書面通知となり、電子データ提供を希望できません。

### 3 電子データ提供を希望するには

eLTAX(地方税ポータルシステム)での給与支払報告書提出が必須となります。

※e-mail アドレスを必ず入力してください。入力がない場合は、書面通知となります。

・給与支払報告書提出時に受取方法を選択します。

※事業所用と納税義務者用、それぞれ受取方法を選べます。

・電子データ提供の場合は、紙による通知はございません。

※税額通知データ送信後の書面对応は致しかねます。

・月額変更も電子対応します。

※当初通知と同じ通知方法となります。

・納税義務者用を電子希望する場合は受給者番号の設定が必須です。

※使用できる文字、文字数には決まりがあります。詳細は下記 HP でご確認ください。

地方税ポータルシステム HP URL:<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08038>

#### 4 特別徴収税額通知に係る郵送物について

下記表で「書面」と「要」となっているものを郵送いたします。

→給与支払報告書総括表の記載内容で決まります。提出前によくご確認ください。

パターン	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
事業所用通知	電子	電子	電子	電子	書面	書面	書面	書面
納税義務者用通知	電子	電子	書面	書面	電子	電子	書面	書面
納入書	不要	要	不要	要	不要	要	不要	要

- ・光ディスク、書面による給与支払報告書提出の場合は、⑦か⑧となります。
- ・上記①以外は特別徴収関係綴を同封します。①に該当する場合は市のHPより入手をお願いします。
- ・共通納税を利用している場合、納入書は不要です。納入書が本当に必要か今一度、ご確認の上、「要・不要」の選択をお願いします。毎月の天引き額は事業所用通知で確認できます。